

# 接骨院・整骨院での 保険証のルールをご存じですか？



なになにです！  
接骨院で、ねんざには使えて、  
肩こりには使えないもの、  
なーんぞ？



はい、  
保険証ー！

接骨院や整骨院は病院や診療所とは異なり、健康保険が使えるのは限られたケースだけ、  
というルールになっています。  
マッサージ代替りの施術には保険証は使えず、自費診療となります。

## 保険証が使えるのはこんなときだけ

(負傷原因がはっきりしているケガのみ)

打撲

ねんざ

肉離れ

骨折

脱臼

応急手当をする場合をのぞき  
あらかじめ医師の同意を  
得ることが必要



## こんなとき保険証は使えません

(全額自費になります)

- ⊗ 日常生活からくる肩こりやスポーツによる筋肉疲労
- ⊗ 過去の負傷による後遺症やリハビリテーション
- ⊗ 病院や診療所で治療中のケガ
- ⊗ 労災保険が適用となる  
仕事中や通勤途上での  
負傷



## 「部位転がし」が問題になっています

1人の患者が、首の次は肩、肩の次は腰などと、新たに別の部位を負傷したことで長期にわたり繰り返し治療を続ける、いわゆる「部位転がし」が問題になっています。

接骨院・整骨院で施術を受けると、急性によるケガでは「約2～3ヶ月」程度で回復が期待できるといわれています。長期間施術を受けても痛みが続く場合は、他の病気が原因となっているかもしれません。



## 「接骨院・整骨院医療費通知」を発送します

接骨院・整骨院に長期にわたり受診している方を対象に、「接骨院・整骨院医療費通知」を7月中にご自宅宛にお送りします。

「接骨院・整骨院医療費通知」が届きましたら、受診状況の確認とともに、症状が深刻になる前に医師の診察を受ける等、かかり方の見直しを考えてみてはいかがでしょうか。

# 保険給付の制限について

健康保険法では、負傷の原因が故意の犯罪行為である等、健康保険制度の趣旨に反するような場合には、一定の条件のもと、「保険給付の全部または一部を制限することができる」と定められています。  
この規定に基づいて、日立健保では給付制限基準を定め、2017年10月より運用を開始いたします。

## 給付制限基準

### ◆健康保険法第116条に基づく制限

116条	自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。
------	---

給付制限の事例		制限する範囲
自己の故意の犯罪行為	・酒酔い運転、酒気帯び運転による事故で負傷した場合 ・危険運転致死傷罪が適用される事故で負傷した場合 ・違法な薬物を服用したことによる中毒 など	保険給付の全部
故意に給付事由を生じさせたとき	・腹を立てて壁などを蹴り、骨折した場合 ・自殺、自殺未遂の場合(精神疾患がある場合を除く) など	

### ◆健康保険法第117条に基づく制限

117条	闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。
------	--

給付制限の事例		制限する範囲
・ケンカや闘争行為により負傷した場合 ・泥酔し、それが負傷の原因である場合 など		保険給付の全部または一部

### ◆健康保険法第121条に基づく制限

121条	正当な理由なしに、第59条(※)の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
------	--

※健康保険法第59条：健保は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

給付制限の事例		制限する範囲
健保が提出を求める照会文書や届出書類(負傷原因の照会、柔道整復師の施術内容の照会、交通事故の届出など)に回答しない場合 など		保険給付の全部または一部

## 給付制限の決定

給付制限の決定にあたっては、対象者の状況等をふまえ、個々の事象を詳しく調査し、十分に確認がとれたものについて、本基準に照らし判断します。

## 基準適用日

2017年10月1日以降に発生した事象について、本基準を適用します。

